

倫理規程

< 前文 >

一般社団法人千葉県臨床検査技師会（以下、「本会」という）は、その設立の趣意に基づき、本会の目的実現のため、一貫した事業活動を続けてきた。特に新しい一般社団法人への移行に伴い、その社会的責任は益々重要性を増してきており、本会もこの時代の要請に積極的に応えていかねばならない。

このような認識のもと、本会は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、その普及・定着を図ることとした。

本会のすべての役職員及び本会の会員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的な行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

< 本文 >

（組織の使命及び社会的責任）

第 1 条 本会は、その設立目的に従い、臨床検査を通じて広く医療並びに公衆衛生の向上に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらねばならない。

2 本会は、本会の会員に対して組織の社会的使命と役割について普及・定着を図らねばならない。

（社会的信用の維持）

第 2 条 本会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第 3 条 本会は、関連法規及び定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、行動しなければならない。

（私的利用の禁止）

第 4 条 本会の役職員は、社会的使命と役割を十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第 5 条 本会の役職員は、本会の職務の執行に際し、本会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、その他本会が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第 6 条 本会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 7 条 本会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期するとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第 8 条 本会の役職員は、本会の発展と能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の監視)

第 9 条 本会は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、法人設立登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。